

入構する際のお願い

本学園では、園児・児童・生徒の安全を考えて正門に警備員を配し、入構するには必ず入構許可証の確認を行っています。また、車の乗り入れも、特別な場合を除いて禁止になっています。詳細は次のとおりです。ご理解とご協力をお願いします。

1. 入構許可証

- ① 構内に入るときは必ず入構許可証を正門で警備員に提示するとともに、構内では子どもたちからよく見えるように首からかけてください。
- ② 下記の場合に限り、入構許可証は必要ありません。
「運動会」「公開教育研究会」「入学・入園調査」「入学・入園説明会」
- ③ 入構許可証は、各家庭に2枚配布します。
- ④ 入構許可証の有効期限は、中学校卒業までです。
(転出や中学卒業時には、返却してください)
- ⑤ 本証1枚で保護者1名の入場ができます。
(3人目以降の入構については、正門で一時入構申請をしてください。)
- ⑥ 入構許可証は、他人へ貸与したり、紛失したりしないようにしてください。
※紛失した際には、ただちに学校まで連絡下さい。
- ⑦ 入構許可証を忘れた場合は、正門警備で所定の手続きをした上で、当日限りの入構許可証を発行します。(退出時に返却する。)



保護者用入構許可証



一時入構許可証

2. 車の乗り入れ

- ① 正門が警備中のとき(時間帯)は、車を乗り入れることができません。
- ② 車を乗り入れることができるのは、次のような場合です。
 - ア. 正門の警備が終わった時(おおよそ18:00以降)。
 - イ. 休日や長期休暇中などで、学園内に園児・児童が不在の時。
 - ウ. 病気やけがなどで、子どもの送迎が必要だと認めた場合。その際には、学園からの連絡や保護者からの事前連絡が必要です。
 - エ. 卒業式。
 - オ. その他、学園長が必要と認めた時。
- ③ 一部の学園出入りの業者の方と、PTA役員で執行部の方には、車の乗り入れを許可した専用の入構許可証を発行しています。

3. 近隣への車の駐車

- 近隣への路上駐車は地域の方の迷惑となります。苦情も多数寄せられていますので、路上駐車をしないよう十分注意ください。